



申第13号 武蔵野運輸区及び西船橋運輸区(仮称) 発足に関する申し入れ交渉を行う！！(その1)

1. 周りの目線や、においの発生に気を遣うことのない、落ちついてゆっくり食事ができるよう、食事専用の部屋を用意すること。

<会社回答> 業務の運営に必要な設備等は整備していく。

(組合) 組合員の不安な声が多くある。武蔵野運輸区の概要と、各階のエリア区分についてお聞きしたい。

(会社) 運輸区は4階建て。1Fは執務フロアであり、業務・食事スペースがあり、落ちついて食事ができ、座席数も配慮している。2F以降はバックヤードであり、3・4Fには男女社員のロッカー・休養室がある。

(組合) 食事についてどれぐらいの社員が使用するのか規模をお聞かせいただきたい。

(会社) 社員が使用しづらいことのないように検討している。武蔵野運輸区はかなり広く使用できる。ルールについてもワーキンググループと検討している。

(組合) 職場では、業務と食事スペースを分けるべきとの声がある。パーテーションなど使用してメリハリをもって休憩できるようにするべきである。これからも検討して改善できるのか？

(会社) 食事中の匂いなど気にならないように設計している。メリハリをもってワーキンググループと検討している。今後も働きやすい環境を共に検討していきたい。

今後の改善について共に検討することを確認！

2. いながしや泊まり勤務などで多くの社員が同時に職場内で生活することを考慮した冷蔵庫を設置すること。

<会社回答> 業務の運営に必要な設備等は整備していく。

(組合) 冷蔵庫の設置条件は？

(会社) 会社として設置の条件はないが、お弁当を持ってくる社員について使用できるように考えている。飲み物の保管については考えていない。

(組合) 東所沢駅の周りは食事をできる所が少ない。冷蔵庫の個数もしっかり配慮するべきである。

(会社) 意見を聞いて検討し、配慮していく。

(組合) 無人コンビニ(NewDays)の設置や調理器具の設置は考えているのか？

(会社) 無人コンビニについてそのような声があれば検討していきたい。調理器具については職場が検討している。

調理器具や冷蔵庫の個数など職場の声にて検討することを確認！

3. いながしや泊まり勤務などで職場にいる時間が長くなることから、洗濯機及び乾燥機を設置すること。また、雨等で濡れたウインドブレーカーなどを乾燥できるスペースを設置すること。

<会社回答> 現時点では、洗濯機及び乾燥機を設置する考えはない。なお、業務の運営に必要な設備等は整備していく。

(組合) 洗濯機・乾燥機についての設置条件と、設置する考えはないのか？

(会社) 車両センターや清掃に使用するために設置している。武蔵野運輸区には清掃のための洗濯機は設置している。基本的には設置しないが、職場での検討になる。

(組合) 乾燥できるスペースはないのか？

(会社) 乗務員基地設置の条件に当てはまらないので、今後の検討課題である。

他職場の状況なども比較し議論しているが、設置条件についての考えが曖昧だ！



その2へ続く



申第13号 武蔵野運輸区及び西船橋運輸区(仮称) 発足に関する申し入れ交渉を行う!!(その2)

4. 乗務カバンは、個人ロッカーではなく、執務エリア等に共用スペースを設置し、保管できるようにすること。

<会社回答> 業務の運営に必要な設備等は整備していく。

(組合)乗務カバンについてどのように収納していくのか?ロッカーの大きさはどのぐらいなのか?

(会社)基本的にはロッカーに収納していく。ロッカーのサイズについては現状まだ決まっていない。

(組合)下駄箱や傘立てについてはどのように考えているのか?

(会社)現在も検討中である。

(組合)決まっていないのは人数が決まっていないからか?ロッカーに収まらない場合は他に使用できるスペースをつくるのか?

(会社)人数が決定していないためである。今後もしっかりと検討していく。



すべてをロッカー内に収納となると、衛生面で大きな問題がある!

5. いながしする際の就寝前や定例訓練等までの時間時に、くつろげるスペースを設置すること。

<会社回答> 現時点では、勤務時間外に時間調整や休憩等に使用出来るスペースを設置する考えはない。なお、業務の運営に必要な設備等は整備していく。

(組合)業務以外の社員がくつろげるスペースはあるのか?

(会社)基本的にはない。会社は業務をする場所である。だが、いながし等あるので待機するスペースを使用することができるのか、ルールに則り決定していく。

(組合)1フロアですべてを対応できるのか?

(会社)基本的にはできるが、職場で臨機応変に対応していく。

(組合)テレビの設置や喫煙所についてはどのように考えているのか?

(会社)テレビの設置については、職場で検討している。喫煙所は1Fフロアに設置している。



会社都合により待機せざるを得ない時間が発生する以上、過ごしやすい環境整備をするべきだ!

6. 浴室は男女とも大浴場とシャワー室を設置すること。また、輻輳による満員は睡眠時間が削減される要因にもなるため、洗い場は多く設けること。

<会社回答> 業務の運営に必要な設備等は整備していく。

(組合)浴室の現状について決定していることをお聞かせいただきたい。

(会社)男女同じであり、ユニットタイプである。それ以上のことは契約上の問題もありお示しできない。

(組合)ユニットバスの理由は?

(会社)現在の需要は個別のニーズが多くなってきているので、今回はユニットバスである。

(組合)駅の休養室と東所沢電車区の設備は使用できるのか?

(会社)駅の休養室は廃止であるため、使用できない。電車区の設備は使用できる。

(組合)寝室の数と手洗い場の数はどうなのか?

(会社)十分な個数とスペースがある。

職場で働く社員の声を聞いての決定事項なのか疑問である。一部の意見だけでは体調を管理することは難しい。次の業務に向けてしっかり休める環境は必要だ!



申第13号 武蔵野運輸区及び西船橋運輸区(仮称) 発足に関する申し入れ交渉を行う!!(その3)

7. 乗り継ぎ時間僅少時や、急遽のトイレ利用のために、現状の東所沢駅構内および、東所沢駅各ホーム西船橋方にある乗り継ぎ詰所を引き続き利用できるようにすること。

<会社回答> 東所沢駅近傍に武蔵野運輸区を設置するため乗り継ぎ詰所は廃止する。

(組合) ホーム詰所が今までであった理由を示して頂きたい。

(会社) 電車区からではホームまで遠いため、詰所を設置していた。

(組合) 立川や豊田はホーム詰所があるのに東所沢はない理由はなぜか？

(会社) 武蔵野運輸区は戻れるので詰所は廃止していく。

(組合) 輸送混乱時にて対応できるのか？ホームに待機できる場所はあるのか？

(会社) 対応は可能である。詰所の基本的な考えは、本区に戻ることができないために設置している。現在の詰所は老朽化もあるため廃止していく。詰所がなくなることによって運転整理がしっかりできるように検討している。一時的に待機できる場所は検討している。

(組合) 体調管理についてお腹の弱い社員も多くいるので、配慮して乗り継ぎを考えてほしい。現行、示された行路は20分の乗り継ぎが多く発生している。

(会社) 行路についても、トイレや待機できる行路を作成していく。



**いくら運輸区が近いといっても、西船橋方からの乗り継ぎには相当の時分がかかる！
現在、使用している詰所は必要だ！ 乗務員が待機できる環境の整備を求める！**

8. 在宅休養時間を確保するために、通勤を考慮し、泊まり勤務を前提とした行路・交番表を設定すること。

<会社回答> 乗務割交番作成規定に基づき行路を作成している。

(組合) 遠距離から通っている社員がいる中でどのような交番を検討しているのか？

(会社) 細かい中身は検討中であるが、単発日勤も発生する。

(組合) いながしの多い職場である以上、勤務については配慮すべきである。

(会社) 勤務については様々なケースが考えられるので、対応できる勤務を検討していく。



乗務員にとって交番表は生活していく中での基盤である。遠距離通勤など考慮して作成するべきだ！

9. 武蔵野運輸区はどの統括センターに属するのか、明らかにすること。また、その理由を具体的に示すこと。

<会社回答> 現時点では、武蔵野運輸区はいずれの統括センターにも属さず、武蔵野運輸区として発足することとなる。

(組合) 武蔵野運輸区は今後、どうなるのか？

(会社) 現在、示すものはない。

(組合) 今後、決定したことは示してもらえるのか？

(会社) 決定しだい示していく。

(組合) 武蔵野運輸区は他の駅に行って業務することはあるのか？

(会社) 行路の中では、今回の改正ではない。ユニット活動はある。立川営業統括センターと同等である。

その4へ続く



申第13号 武蔵野運輸区及び西船橋運輸区(仮称) 発足に関する申し入れ交渉を行う!!(その4)

10. 輸送品質の確保の観点から、指導員については、武蔵野線の乗務経験が豊富な社員を指定すること。

<会社回答> 社員の運用については、業務上の必要性に基づき、任用の基準に則り扱っているところである。

(組合) どのような指導員を検討しているのか？

(会社) 任用の基準に則り決定し、メリットの持てる運用を目指していく。武蔵野線を熟知した社員を考えている。

11. すべての組合員が不安なく、働きがい・生きがいを感じ、生活設計が描けるように、基地再編に特化した面談を実施すること。また実施する際は管理者と組合員1対1の面談とすること。

<会社回答> 社員の状況については、面談やコミュニケーション等を通じて把握してきたところである。

(組合) 今回の面談は2対1だったため、話づらかった社員がいたので今後は1対1での面談をお願いする。

(会社) 今回はしっかり把握するために2名体制であった。今後もしっかり把握できるように検討していく。

(組合) 異動の不安から2対1で話づらい社員に対して配慮が必要と考える。

(会社) 2名の管理者とコミュニケーションが取れるメリットがある。不安な思いは理解できるので相談してほしい。

**面談の在り方やコミュニケーションの取り方について具体的な回答がなく現場任せである。
会社として施策に対して責任を取るべきだ!**

12. 会社施策による異動準備のために行うロッカーの整理時間について、全社員に一律の賃金を支払うこと。

<会社回答> 引き続き、適正な労働時間管理に努めていく。

(組合) ロッカーの移動に対してどのように周知していくのか？

(会社) 基本的には自分の時間である。ロッカーの中身は私物であるので自分の時間とする。

(組合) 会社の施策であるためしっかり時間を付けるべきである。

(会社) 基本的には自分の時間である。

(組合) ロッカーを整理したものは誰が運ぶのか？

(会社) 会社の施策であるため、会社が責任を持つことである。



業務で使う物を移動させるにも関わらず、賃金を支払わないというのはおかしい!

13. 西船橋運輸区(仮称)は武蔵野運輸区と発足が異なるため、西船橋運輸区(仮称)を希望する組合員が、どのような異動を経て西船橋運輸区(仮称)へ異動となるのか、明らかにすること。また、西船橋運輸区(仮称)の具体的な発足日を明らかにすること。

<会社回答> 社員の運用については、業務上の必要性に基づき、任用の基準に則り取り扱っているところである。
なお、必要な周知は行っていく。

(組合) 西船橋運輸区(仮称)に異動の場合はどのような異動になるのか？

(会社) 任用の基準になるが一旦、京葉派出に異動になり西船橋運輸区(仮称)になる。

(組合) 西船橋運輸区(仮称)はいつ発足するのか？

(会社) 2024年下期である。

「任用の基準」ばかりでは不安は解消できない! 現場任せではなく会社としての考えを示すべきだ!

**安全第一で働きやすい職場環境の実現に向け、
すべての仲間と声をあげよう!**